

[事案 20-17] 転換契約無効確認請求

- ・平成 20 年 8 月 5 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 7 月 22 日 和解成立

< 事案の概要 >

契約転換時における特別条件の内容についての説明が不足していたとして、契約転換を取り消し、元の契約に戻してほしいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 11 年に定期付終身保険(同 3 年加入)を転換し、定期付終身保険(夫婦の保険)に加入したが、その際、転換時の体況により特別条件が付いて保険料が割増しされることは承諾して契約した。

ところが平成 19 年に保険会社から通知が届き、特別条件には保険料割増以外に、定期保険特約等(期間 10 年)の自動更新は出来ないこと、疾病給付金の全期間の支給割合削減(8割支給)の 2 点については全く説明がなかったため、知らずに契約してしまった。これらは契約に当たり大変重要な事項であるにもかかわらず、営業担当者が正しく説明しないで、契約者にとって不利となる内容の「承諾書」に署名・押印させたもので、説明責任を果たしていない。きちんと特別条件の内容について説明を受けていれば、転換などしていない。転換契約は営業担当者の説明不足による錯誤にもとづく契約であり、転換をなかったことにして転換前の契約に戻して欲しい。

< 保険会社の主張 >

以下の理由により、申立人に書面により所定の説明をしており、転換契約の手続きは有効であり、その後も有効に継続していると認識しており、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 特別条件付加の場合は、定期保険特約の更新扱いが出来ない旨掲載している「ご契約のしおり 約款」を受領された旨生命保険契約申込書に署名・捺印されている。
- (2) 転換契約加入時に、申立人本人が署名押印した「特別条件付承諾書」には、特別条件(割増保険料の払込と疾病給付金の全期間に渡る支給割合削減)が記載されており、承諾書の裏面には「特別保険料徴収法」による条件が付加された場合、定期保険特約等の自動更新は取り扱わない旨記載されている。
- (3) 契約成立後に特別条件を記載し申立人の自宅に送付している保険証券の表面「ご説明」の欄に「特別条件特約が付加されている場合、その条件により更新できない特約がある」旨記載されている。
- (4) 当時の契約取扱者は既に退職しているが、同人に当時の取扱いについて確認したが、不適正な取扱いは確認されなかった。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面にもとづいて審理を進めていたところ、保険会社より 2 つの和解案の提示があり、それぞれの内容について審理し妥当なものと判断した。そこで、2 つの和解案を申立人に示したところ、申立人はそのうちの 1 つを選択し保険会社の和解案(転換契約がなかったものとして転換前契約に戻す等)を受け入れるとの意向が示されたことから、和解契約書の締結をもって円満に解決した。